

# 撰者不詳『撰大乘論無性積』への注釈書断簡(1)

—養鷗徹定旧蔵『華嚴経疏』の実態：書道博物館所蔵—

佐 藤 厚\*

## <目次>

- 1 問題の所在
- 2 養鷗徹定旧蔵『華嚴経疏』断簡（書道博物館所蔵）について
- 3 翻刻
- 4 内容
- 5 著者
- 6 結語

## <要約文>

書道博物館（東京台東区）に『華嚴経疏』とされる断簡（養鷗徹定旧蔵）が収蔵されている。しかし、解説の結果、実際には『華嚴経』の注釈書ではなく、無性『撰大乘論積』（以下『撰論無性積』）に対する注釈書であることが判明した。『撰論無性積』に対する注釈書は、中国で5種類作られたが、いずれも現存していない。断簡の内容は、『撰大乘論』では「積増上戒学分」、すなわち菩薩が声聞に比べて戒律が勝れていることを説く部分への注釈である。注釈方法は、最初に「論曰」として『撰大乘論』を注釈し、続いて「積論曰」として『撰論無性積』を注釈する。引用文献は『無性積』のほか、玄奘訳『撰論世親釈』、真谛訳『撰論世親釈』などである。著者の可能性としては、7世紀の智儼と7、8世紀位と推定される神廓が考えられるが、この断簡の情報だけでは決定はできない。本研究の意義は、第一に、現存していなかった『撰論無性

---

\*専修大学ネットワーク情報学部特任教授

積』に対する注釈書のテキストが、断簡ではあるが発見されたことであり、第二に、研究の進展により、中国唐代の仏教、特に撰論学派、唯識学派の研究に貢献する可能性があることである。

キーワード：書道博物館、『華嚴経疏』、『撰大乘論無性積』、養鷗徹定、智儼、神廓

## 1 問題の所在

東京都台東区に書道博物館がある。これは明治から昭和にかけての洋画家、書家であった中村不折（1866-1943）が設立したもので、いわゆる書だけでなく、甲骨文や青銅器など書道史の上で重要な作品が収蔵されている。そのコレクションの総数は800点を超えるという<sup>1</sup>。2005年（平成17）、東北大学教授・磯部彰を中心として『中村不折旧蔵禹域墨書集成：台東区立書道博物館所蔵』3巻が刊行され、コレクションの中の228点の典籍が写真版で見ることができるようになった。

その中に、幕末から明治にかけて活躍した浄土宗の僧侶・養鷗徹定<sup>うかいてつじょう</sup>（1814-1891）が旧蔵していた『華嚴経疏』の断簡（以下、名称の混乱を避けるため本断簡とする）がある<sup>2</sup>。筆者は華嚴の研究をしているため内容に関心を持った。『華嚴経疏』とは『華嚴経』の注釈という意味である。実際に解説してみると、それは『華嚴経』の注釈書ではなく、『撰大乘論無性積』<sup>しやうだいじやうろんむしやうしゃく</sup>に対する注釈書であることがわかった。

『撰大乘論』はインド唯識学派の無著（アサンガ）が著わしたもので、大乘仏教の精髓を唯識説の立場から10章にまとめて示した論書である。これにインドの論師である世親（ヴァスバンドゥ）と無性とが、それぞれ註釈を行った。これを『撰大乘論積』といい、作者の名前をとって『撰大乘論世親積』、『撰大乘論無性積』という。さらに中国に伝来してそれぞれに注釈が作られた。その中の『撰大乘論無性積』（以下『撰論無性積』）に対

する注釈書の断簡が今回の発見である。

『撰論無性積』に対する注釈は5種類あったとされるが、現存するものは一つもない。著者としては唐代の智儼(602-668)と神廓(7, 8世紀頃?)の可能性が高いが、特定には至らなかった。ちなみに本断簡の紙背には、8世紀の中国華嚴の大成者・法蔵が著わした『華嚴五教章』が筆写されている。

本稿では『華嚴経疏』とされた本断簡の実態が『撰論無性積』に対する注釈書であることを明らかにすることを目的とする。まず本断簡の性質、来歴を紹介し、続いて翻刻を行い、内容を概観し、最後に著者についての考察を行う。これに関する先行研究は管見の限り存在しない。

本研究の意義は、第一に、現存していなかった『撰論無性積』に対する注釈書が、断簡ではあるが発見されたことであり、第二に、研究の進展により、中国唐代の仏教、特に撰論学派、唯識学派の研究に貢献する可能性があることである。

## 2 養鷗徹定旧蔵『華嚴経疏』断簡(書道博物館所蔵)について

まず『華嚴経疏』とされた断簡の性格と来歴について説明する。この断簡は卷子本で首尾欠、奥書も存在しない。よって、当然であるが本文を解読しない限り内容については知ることができず、また他の資料がない限り、内容や制作過程や流通状況はわからない。法量は縦262ミリ、横1237ミリである。界線がある。全84行で、1行あたり20文字から25文字。平均は23文字である。文字数の合計は1916文字である。また紙背には、表面とは異筆で法蔵『五教章』「所詮差別」の文が60行にわたり記される<sup>3</sup>。

本断簡の旧蔵者は、幕末から明治にかけての浄土宗の僧侶で知恩院第57世を務めたほか、護法家としても活躍した養鷗徹定(以下、徹定)である。徹定の業績として重要なものに仏典の収集、調査がある。徹定は1852年(嘉

永5), 39歳の時, 冠誉慧巖大僧正の命により, 西京法然院に行き, 忍激上人の大蔵経対校録を謄写した。その中で, 大蔵経の校訂が完全でないことを知り, 日本に残る古文献(写経, 版本)の収集, 調査を始めた。奈良近辺の寺院の調査を行ったが, その中でも奈良漢国町の念仏寺に蔵する袋中上人蒐集の古写経類を調査しその一部を購入している<sup>4</sup>。この中には貴重な典籍が多い。同年に『古経搜索録』を著わした。それから約10年後の1863年(文久3)には『古経題跋』を著わし, この間に蒐集した典籍の題跋を集成している。ちなみに徹底は, 蒐集した古写経等を1877年(明治10)に知恩院に寄贈している。

本断簡も, このような活動の中で入手されたものと思われるが, 『古経題跋』に本断簡(『華嚴経疏』)は収録されていない<sup>5</sup>。よって, 最大の手掛かりとなるのは, 断簡の末尾に徹底が紙を継ぎ足した跋文である。それは次のようにある。(句読点は筆者)

花嚴経疏零本一卷, 唐人無名氏書也。筆法秀拔, 精奇入神, 頗有二王風。按弘法大師請来目録, 載新訳華嚴経暨, 花嚴疏一部, 花嚴十会, 花嚴会名図, 請賢聖文等数部。又按性靈集, 大師在唐之日, 請越州節度使広求内外諸典。由是考之, 此疏大師将来之一, 為彼土名匠手沢可知耳。

万延二季辛酉晩夏

仏眼山竺徹底識<sup>6</sup>

内容に入る前に, まずこれが1861年(万延2)晩夏, 徹底47歳の時の識語であることに注目したい。徹底は多くの古写経に跋を附しているが, その作業は万延2年(2月に改元して文久元年)(1861)と1862年(文久2)に集中している。すなわち1860年(万延元)3種類, 1861年(万延2/文久元)16種類, 1862年(文久2)21種類, 1863年(文久3)3種類というよ

うに、1860年、61年の2年間に集中しているのである<sup>7</sup>。本断簡も万延2年であるから、この大量に跋文が作られた時期の作である。

続いて内容に入る。徹定は本断簡を、第一に、唐人の無名氏の書であり、二王すなわち王羲之親子の書風に似ていること。第二に、空海(774-835)の請来目録に華嚴関係の書物があり、また空海の『性霊集』には空海が在唐中に仏典を求めた記録があることから、本断簡を空海が将来した書物であると見ている。徹定の言葉通り、空海の『御請来目録』には、華嚴関係として、『新訳華嚴経』一部、『花嚴経疏』一部、『花嚴十会』、『大方広仏華嚴経品会名図』一卷、『華嚴会請賢聖文』一卷の名が記されている<sup>8</sup>。しかし、徹定がなぜ本断簡を『華嚴経疏』と判断したのか理由は分からない。

さて、本断簡は現在、書道博物館に所蔵されているが、所蔵に至った経緯は不明である。書道博物館を設立した中村不折が書籍を収集したのは大正初期(1910年代)から亡くなる1943年(昭和18)までの30余年間であるという<sup>9</sup>。徹定が亡くなったのは1891年(明治24)のことであるから、徹定の生前あるいは没後に誰かの手に渡り、そこから中村不折の手にいったものと考えられる。

中村不折は1927年(昭和2)に刊行した『禹域出土墨宝書法源流考 下巻』の中で本断簡を『華嚴経疏』とし、次のように述べている。

紙長四尺一寸。此レハ出土ニアラズ。本邦ニ伝来セシモノナリ。書風ハ空海ト相通ズ。知恩院徹定和尚ノ旧蔵ニテ、同和尚ノ跋文ヲ附ス。左ニ録ス。<sup>10</sup>

この中、書風が空海と通じているという指摘は新しい。徹定は、二王すなわち王羲之父子に近いと述べ、一方、中村は空海に似ているという。これについては空海が王羲之の書を学んでいたことからすると<sup>11</sup>、王羲之と空

海の双方に似ていても、矛盾はしないようである。

さて、昭和20年代後半に、書道博物館は所蔵文献を調査した「経卷文書目録」を刊行した<sup>12</sup>。その中の『華嚴経疏』の記述を見ると、不折の記述とほぼ同じであるが、最後に「之（筆者注：『華嚴経疏』のこと）も開元以後と推定される」<sup>13</sup>という一文が付いている。すなわち断簡の制作時期を開元年間（713-741）以後と述べている。ちなみに「之も」として対比しているのは、『華嚴経疏』の2つ前に記載された『妙法蓮華経玄賛第四』の写本を指し、書体から制作時代を判断したようである。

ここまでを簡単に整理する。本断簡の出自は不明である。これを1861年に徹底が『華嚴経疏』と断定し、さらに空海の請来本であろうと述べた。続いて、1927年に中村不折が、空海と書風が似ていると述べた。その後、誰かにより開元年間以後の作品であるとされるようになった。この中で誰も『華嚴経疏』であるか否かを問題にした人物はいない。

### 3 翻刻

ここでは磯部彰篇『中村不折旧蔵禹域墨書集成：台東区立書道博物館所蔵』に収録された写真<sup>14</sup>をもとに、本断簡を翻刻する。翻刻に際しての凡例は次の通りである。

- ・本来は縦書きであるが横書きにした
- ・一番左側に行番号をアラビア数字で附した。
- ・翻刻に際して漢字は新字にした。
- ・略字なども現在通用する文字で統一した。
- ・判読不明字は■で表した。

1 薩地文三復次下积拳数答文 論日差別者自下第三

2 依名別解就差別中三初謂戒有三品別者此総拳数二列

3 名三此中下明差別用 釈論文三初釈拳数次釈列名後律  
 4 儀下釈差別用第二釈中三初即律儀等列三戒名次声聞  
 5 乘等対小明勝言声聞乘等唯有一種律儀者問何故許彼有  
 6 律儀戒無余二邪答二乘不求仏果無有撰善不能利生無余  
 7 益有情但能正惡求自解脱許有律儀後弁三戒相言謂正  
 8 受遠離一切品類惡不善者三業正惡名律義戒即是在家  
 9 出家七衆所持戒言修力無畏等者梁論釈云菩薩生長一切  
 10 善法謂聞思修惠及身口意善乃至十波羅蜜名撰善法戒  
 11 言謂不顧自樂者菩薩不顧自涅槃樂言随所堪能令入三  
 12 乘等者謂随所犯根性堪能亦随自已所作堪能以三乘余益  
 13 梁論云撰衆生戒所謂四撰第三釈用言是二戒因等者釈違  
 14 立義言謂若防守等者此為撰善法戒為因言亦能成熟等者  
 15 為繞益有情戒為因言余則不尔者余不正惡不能撰善繞益  
 16 有情 論曰共不共者文中有三先牒次釈後結釈中有三  
 17 初約性遮二就三業三約利生初一切性罪不現行者貪等所  
 18 發十惡性罪菩薩声聞相似同共正名共学処言相似遮  
 19 罪者如断生草等為護性戒為世成■故制此戒相似其罪  
 20 性非是罪故名相似遮罪為利有情此罪現起菩薩声聞持  
 21 犯有異名不共学問如出家菩薩並依声聞蔵受具是戒遮  
 22 罪現云何不犯声聞戒邪答為持菩薩戒故由菩薩戒力令此  
 23 遮戒清淨無犯也言於此学処有声聞犯菩薩不犯者於此  
 24 制正遮罪学処也世親菩薩云如雨安居聞声親蓋有情輒  
 25 行経宿言有菩薩犯声聞不犯者謂菩薩觀有益而故不行  
 26 解云於此遮罪学処声聞犯者夏安居中雖於衆生有利益  
 27 事然無受日縁故輒行則犯諸菩薩僧見遊行時於生有益從  
 28 無小教許受日縁大教許故菩薩不犯又復菩薩為利他故受  
 29 日法彼其日雖尽益未了還來即犯於彼利益不來不犯二

30 菩薩具有身語心戒者此約三業身語即共心則不共就  
 31 身語中麤共細不共三以要言之乃至無罪身語意業等者  
 32 約利他明不共簡異有罪益地故云無罪 積論中言殺盜  
 33 姪等貪求所生名為性罪者由貪嗔痴發十惡業有制無間  
 34 体皆是罪故云性罪言斷生草等非貪求生者為護性戒  
 35 故制此罪未制前雖起無罪如善無記心斷生草木非貪  
 36 等生仏教所遮由違制故撰名遮罪然此遮罪或性是善如  
 37 善心為女人說法過五六語等或復無記如不開戸共罪大或人  
 38 眠等問如以貪心斷生草木等是何罪答若以性判性罪所■  
 39 故梁論云若以煩惱染汚心地所起是其性罪若以類判遮罪  
 40 言心亦有犯者防独頭心言謂唯内起欲恚害等諸惡尋思  
 41 不為發起身語二業者若為發起身語二業之心声聞亦制不為發  
 42 起不禁声聞唯制菩薩故云不共言謂能益利安樂有情不  
 43 發自他貪等煩惱者積無罪義何者是有罪益他世親菩薩  
 44 云或雖繞益而非無罪如以女等非法之物授与他人為遮此事  
 45 故說無罪 論曰広大有者於中自有四種下列名別積一  
 46 由種々無量学処者正一切惡其戒体多故云広大二由撰  
 47 受無量福德者此戒能生大福資糧故名広大此即撰善  
 48 三由撰一切有情利樂意樂広大者能生広大利樂意樂故  
 49 名広大此是利生四由建立無上正等菩提者能生大果故  
 50 称広大 積論中言所学尸羅種々別類無量差別者  
 51 体性是多也第二中言能撰無量福德資糧者唯除般若  
 52 一切余行名福資糧此能撰生故云広大第三中言撰諸  
 53 有情此世他世者欲令此世現益名利利益意欲令他世繞益  
 54 名安樂意言世出世間者世益名利出世安樂也依梁論說  
 55 世間名樂出世利名言捨惡撰善者捨惡名利撰善名樂  
 56 言若因因果者世親菩薩云勸令修善名利益意願由



57 彼善当得勝果名安樂意因利樂果也言繞益意樂者通  
 58 前四对也若依梁善教雖惡名為利益願於未來得善報名  
 59 安樂意又大悲名利大悲名樂第四中言建大菩提者是共  
 60 因義言諸声聞等对小顯勝也論曰甚深中三先牒次積  
 61 後結積中有二初約實行後就變化初言由是品類方便善  
 62 巧行殺生等十種作業者問何故說此名作甚深答此殺生  
 63 等執相而言犯律儀戒就實以說乃是菩薩真實受持益  
 64 有情感故是甚深問前言一切性罪不行何故此中現起性罪  
 65 答若貪等起是其性罪菩薩不行今此殺等乃是悲惠方  
 66 便心生非是性罪菩薩現起是故後言而無有罪生無量  
 67 福互不相違問若悲惠起者但応有七何故得有貪嗔等  
 68 邪答下有三積言又現變化身語業等者此約變化以明  
 69 甚深問何故說此名為甚深答由彼■菩薩化為兩業非実  
 70 身語而是菩薩真實持戒又現■■而是実益故是  
 71 甚深下顯化相文中有二初明變化現在世事言由此因縁  
 72 或作国王示者由此變化因縁或作国王身業然傳發言  
 73 河責變化作此惱有情事世親菩薩云此中応説無厭  
 74 足王化導善財童子等事後明變化過去世事言又現種  
 75 々諸本生事者過去本生事世示行遍惱諸余有情者遍惱  
 76 變化所作諸余有情也言真實撰受諸余有情者真實  
 77 根受諸所化真實有情也世親菩薩云如毘濕婆安咀羅  
 78 等諸本生事此中菩薩以其男女施婆羅門皆是化作下明  
 79 起化利益言先令他心等者由此變化先令所化他有情心  
 80 於菩薩行深生淨信後轉成熟令其入道也三是名等結  
 81 釈論中言悲願相應後得妙智者由悲愍■妙智知根悲  
 82 惠相應乃至名善巧故世親菩薩云謂諸菩薩若如是知  
 83 如是品類補特伽羅罪於此不善無間等事將起加行以他心

## 84 智了知彼心無余方便能轉彼業如実了知彼由此業定退

## 4 内容

続いて内容を紹介する。紹介するにあたり、まず翻刻資料に句読点を施し内容から適宜改行を行う。さらに本断簡は注釈書であるため、注釈対象との対応関係を明らかにしなければならない。そこで4-1対照資料として<表1>を作成した。

## 4-1 対照資料

<凡例>

・この資料は『撰大乘論』『釈増上戒学分第七』について、1『撰大乘論』（『無性釈』所引）、2玄奘訳『撰論世親釈』、3玄奘訳『撰論無性釈』、4『断簡』の順で配置したものである。本断簡は無性釈の注釈であるが、世親釈にも言及するために世親釈も入れた。

・一番左側には全体の通番を記した。

・表の中で用いた略号は次の通り。

1『撰大乘論』本文 【撰論】

2『撰論世親釈』 【世】

3『撰論無性釈』 【無】

4『断簡』 【断簡】

・さらに【撰論1】などのように、略号に文献ごとの通し番号を付した。

・略号、通し番号の次にある数字は、大正蔵経31巻の頁数と段である。

・配列の順序は、『断簡』が、『撰大乘論』本文と『撰論無性釈』との両方に注釈するため、1『撰大乘論』、2『断簡』中の『撰大乘論』本文に対する注釈、3『撰論世親釈』、4『撰論無性釈』、5『断簡』中の無性釈への注釈の順である。

- ・『断簡』は太字の罫線で囲んだ。
- ・『断簡』の中の引用文はカッコを附し、引用対象の引用部分に下線を引いた。引用対象が『撰大乘論』本文、『撰論世親釈』、『撰論無性釈』については脚注を付けず、引用の終わりの部分に略号【】で指示した。
- ・『断簡』の最初には注釈対象の名称を示した。続く [] の中の数字は翻刻の行番号である。

＜表 1＞対照資料

通番	A 序説：四種の殊勝
1	【撰論 1】(426a) 論曰。如是已説，因果修差別。此中，増上戒殊勝，云何可見。如菩薩地，正受菩薩律儀中説。復次応知，略由四種殊勝故，此殊勝。一由差別殊勝。二由共不共学処殊勝。三由广大殊勝。四由甚深殊勝。
2	【断簡】(*前欠)
3	【世 1】(360c) 釈曰。此中間答。弁諸菩薩所学尸羅。於声聞等有大差別故名殊勝。又此増上戒等三学。即前所説波羅蜜多自性所撰。何故別立。於先所説波羅蜜多。別義建立。今当顯示。為顯展轉相因性故別立三学。謂依尸羅發生静慮。復依静慮發生般若。
4	【無 1】(426a-b) 釈曰。依増上戒而学故，名増上戒学。如菩薩地正受菩薩律儀中説者，謂如彼尸羅波羅蜜多品中広説。復次応知，略由四種殊勝故。此殊勝等，如後広釈。
5	【断簡 1】(【無 1】に対する注釈) [1行] (*前欠) 薩地文。三「復次」【無 1】下，釈挙数，答文。
	1 差別の殊勝
6	【撰論 2】(426b) 論曰。差別殊勝者，謂菩薩戒有三品別。一律儀戒。二撰善法戒。三繞益有情戒。此中律儀戒応知二戒建立義故。撰善法戒応知修集一切。仏法建立義故。繞益有情戒。応知成熟一切有情建立義故。
7	【断簡 2】(【撰論 2】に対する注釈) [1行-3行] 論曰「差別」【撰論 2】者，自下，第三依名別解。就差別中三。初謂「戒有三品別」【撰論 2】者，此総挙数，二列名，三「此中」【撰論 2】下，明差別用。

8	<p>【世2】(360c) 釈曰。差別殊勝。謂声聞等唯有一種律儀戒。無撰善法戒及繞益有情戒。菩薩具三。是故殊勝。</p>
9	<p>【無2】(426b) 釈曰。差別殊勝。謂諸菩薩具三種戒。即律儀戒、撰善法戒、繞益有情戒。声聞乘等，唯有一種律儀尸羅。是故菩薩望彼殊勝。律儀戒者，謂正受遠離一切品類。惡不善法。撰善法戒者，謂正修集力無畏等一切仏法。繞益有情戒者，謂不顧自樂。隨所堪能令入三乘。捨生死苦証涅槃樂。律儀戒應知二戒建立義故者，是二戒因故。謂若防守身語意者，便能無倒修集一切清淨仏法。亦能成熟一切有情令入三乘。余則不爾。</p>
10	<p>【断簡3】(【無2】に対する注釈) [3行-16行]          釈論文三，初積挙数，次積列名，後「律儀」【無2】下，釈差別用。第二積中三，初即律儀等列，三戒名次声聞乘等対小明勝，言「声聞乘等唯有一種律儀」【無2】者，問，何故許彼有律儀戒無余二邪，答，二乘不求仏果無有撰善不能利生無余益有情但能正惡求自解脱許有律儀，後弁三戒相，言「謂正受遠離一切品類惡不善」【無2】者，三業正惡名律儀戒，即是在家出家七衆所持戒，言「修力無畏等」【無2】者，梁論釈云「菩薩生長一切善法，謂聞思修惠及身口意善乃至十波羅蜜」【*】，名撰善法戒，言「謂不顧自樂」【無2】者，菩薩不顧自涅槃樂，言「隨所堪能令入三乘」【無2】等者，謂隨所犯根性堪能，亦隨自已所作堪能，以三乘余益，梁論云，「撰衆生戒所謂四撰」【**】，第三積用，言「是二戒因」【無2】等者，積違立義，言「謂若防守」【無2】等者，此為撰善法戒為因，言「亦能成熟」【無2】等者，為繞益有情戒為因，言「余則不尔」【無2】者，余不正惡，不能撰善繞益有情。</p> <hr/> <p>【*】梁論釈云：世親造 真諦訳『撰大乘論釈』「論曰。二撰善法戒 釈曰。從受正護戒。後為得大菩提。菩薩生長一切善法。謂聞思修慧及身口意善。乃至十波羅蜜」(大正31・232b)          【**】梁論云：世親造 真諦訳『撰大乘論釈』「釈曰。撰善法戒先撰聞思修三慧。一切仏法皆從此生起。何以故。以一切仏法皆不捨智慧故。撰衆生戒所謂四撰。」(大正31・232b)</p>
<p>2 共不共の学処の殊勝</p>	
11	<p>【撰論3】(426b) 論曰。共不共学処殊勝者。謂諸菩薩一切性罪不現行故与声聞共。相似遮罪有現行故与彼不共。於此学処有声聞犯菩薩不犯。有菩薩犯声聞不犯。菩薩具有身語心戒。声聞唯有身語二戒。是故菩薩心亦有犯非諸声聞。以要言之。一切繞益有情無罪身語意業。菩薩一切皆應現行皆應修学。如是應知説名為共不共殊勝。</p>

12	<p>【断簡 4】(【撰論 3】に対する注釈) [16行-32行]</p> <p>論曰「共不共」【撰論 3】者，文中有三。先牒，次積，後結。積中有三。初約性遮，二就三業，三約利生。初「一切性罪不現行」【撰論 3】者，貪等所發十惡性罪菩薩声聞相似同共正名共学処。言「相似遮罪」【撰論 3】者，如断生草等，為護性戒為世成■故，制此戒相似其罪性非是罪故名相似遮罪為利有情，此罪現起菩薩声聞持犯有異名不共学。問，如出家菩薩並依声聞戒受具是戒遮罪現，云何不犯声聞戒邪。答，為持菩薩戒故，由菩薩戒力，令此遮戒清淨無犯也。言「於此学処，有声聞犯，菩薩不犯」【撰論 3】者，於此制正遮罪学処也。世親菩薩云【世 3】，「如雨安居聞声親蓋有情輒行經宿，言〈有菩薩犯声聞不犯〉者，謂菩薩觀有益而故不行」。解云，「於此遮罪学処声聞犯」者，夏安居中，雖於衆生有利益事，然無受日緣故，輒行則犯，諸菩薩僧見遊行時，於生有益從無小教許受日緣大教許故，菩薩不犯，又復菩薩為利他故，受日法彼其日，雖尽益未了還來即犯，於彼利益不來不犯。二「菩薩具有身語心戒」【撰論 3】者，此約三業，身語即共，心則不共。就身語中，麤共，細不共。三「以要言之」【撰論 3】，乃至「無罪身語意業」【撰論 3】等者，約利他明不共，簡異有罪益地故，云「無罪」【撰論 3】。</p>
13	<p>【世 3】(361a) 積曰。共不共中，一切性罪。謂殺生等說名為共。相似遮罪。為掘生地断生草等說名不共。於此学処者，謂後学処。有声聞犯菩薩不犯者，如兩【*】安居觀益有情輒行經宿。有菩薩犯声聞不犯者，謂觀有益而故不行。是故，菩薩心亦有犯，非諸声聞者，謂唯内起欲等尋思。菩薩成犯，非声聞等。一切繞益有情無罪身語意業，菩薩一切皆應現行皆應修学者，謂能繞益而無有罪。如是三業，菩薩應修。或雖繞益。而非無罪。如以女等，非法之物，授与他人，為遮此事，故說無罪。</p> <p>【*】 兩は雨の誤植と思われる。</p>
14	<p>【無 3】(426b-c) 積曰。殺盜姪等，貪等所生，名為性罪。断生草等，非貪等生，說名遮罪。菩薩於中觀有利益而無罪者一切心修。声聞不爾。又諸菩薩，心亦有犯，非諸声聞。謂唯内起欲恚害等諸惡尋思。不為發起身語二業。一切繞益有情無罪身語意業者，謂能利益安樂有情。不發自他貪等煩惱。如是一切菩薩心修。</p>

15	<p>【断簡 5】（【無 3】に対する注釈）[32-45]</p> <p>釈論中，言「殺盜婬等，貪等所生，名為性罪」【無 3】者，由貪嗔痴，發十惡業，有制無間，体皆是罪故，云性罪。言「断生草等，非貪等生」【無 3】者，為護性戒，故制此罪，仏未制前，雖起無罪，如善無記心，断生草木，非貪等生仏数所遮由■制故撰名遮罪。然此遮罪，或性是善，「如善心為女人說法過五六語」【*】等。或復無記，如不開戸共罪大，或人眠等。問，如以貪心，断生草木等，是何罪。答，若以性判，性罪所■。故梁論云，「若以煩惱染汚，心地所起，是其性罪，若以類判遮罪」【**】。言「心亦有犯」【無 3】者，防独頭心，言「謂唯内起欲恚害等諸惡尋思不為發起身語二業」【無 3】者，若為發起身語二業之心，声聞亦制不為發起不禁声聞唯制菩薩故，云不共。言「謂能益利安樂有情，不發自他貪等煩惱」【無 3】者，釈無罪義。何者是有罪益他。世親菩薩云，「或雖繞益而非無罪。如以女等非法之物，授与他人，為遮此事，故說無罪。」【世 3】</p> <hr/> <p>【*】引用表示なし：弗陀多羅多造，真諦訳『律二十二明了論』「有從口生不從身意生，如善心為女人說法過五六語等，三有從意生不從身」（大正蔵24・665b-666c）</p> <p>【**】梁論云：世親造，真諦訳『撰大乘論釈』「殺生等名性罪。性罪必由煩惱起。染汚心地後則作殺等業。又有制無制。」（大正蔵31・232c）の取意か。</p>
3 広大の殊勝	
16	<p>【撰論 4】(426c) 論曰。廣大殊勝者，復由四種廣大故。一由種種無量学処廣大故。二由撰受無量福德廣大故。三由撰受一切有情利益安樂意樂廣大故。四由建立無上正等菩提廣大故。</p>
17	<p>【断簡 6】（【撰論 4】に対する注釈）[45行-50行]</p> <p>論曰「広大有」者，於中自有，四種下，列名別釈。「一由種々無量学処」【撰論 4】者，正一切惡其戒体多故，云廣大。「二由撰受無量福德」【撰論 4】者，此戒能生大福資糧故，名廣大。此即撰善，「三由撰一切有情利樂意樂廣大」【撰論 4】者，能生廣大利樂意樂故，名廣大。此是利生，「四由建立無上正等菩提」【撰論 4】者，能生大果故，称廣大。</p>
18	<p>【世 4】(361a-b) 釈曰。種種無量学処廣大者，謂諸菩薩所修学処。亦是種種亦是無量。由此於彼一切有情。作成熟事及撰受事故。撰受無量福德廣大者。謂諸菩薩撰受無量福德資糧。非声聞故。撰受一切有情利益安樂意樂廣大者。謂於諸有情勸令修善。名利意</p>

	<p>樂。若即於此補特伽羅。願由彼善当得勝果。名安樂意樂。建立無上正等菩提廣大者。謂諸菩薩由此尸羅。建立無上正等菩提。非声聞故。</p>
19	<p>【無4】(426c) 釈曰。種種無量学処廣大者，謂諸菩薩所学尸羅。種種品類無量差別。所以廣大。撰受無量福德廣大者，謂此尸羅能撰無量福德資糧，所以廣大。撰受一切有情利益安樂意樂廣大者，謂此尸羅撰諸有情。此世他世 世出世間 捨惡撰善。若因若果 繞益意樂，所以廣大。建立無上正等菩提廣大者，謂此尸羅建大菩提，所以廣大。諸声聞等無如是事。是故殊勝。</p>
20	<p>【断簡7】(【無4】に対する注釈) [50行-60行]          釈論中，言「所学尸羅種々別類無量差別」【無4】者，体性是多也。第二中，言「能撰無量福德資糧」【無4】者，唯除般若，一切余行，名福資糧。此能撰生故，云「廣大」【無4】。第三中，言「撰諸有情此世他世」【無4】者，欲令此世現益，名利益意。欲令他世繞益，名安樂意。言「世出世間」【無4】者，世益名利，出世安樂也。依梁論說「世間名樂，出世利名」【*】，言「捨惡撰善」【無4】者，捨惡名利，撰善名樂。言「若因若果」【無4】者，世親菩薩云，「勸令修善，名利益意」【世4】，願由彼善，当得勝果，名安樂意，因利樂果也。言「繞益意樂」【無4】者，通前四対也。若依梁善教，雖惡名為利益，願於未來，得善報，名安樂意。又大悲名利，大悲名樂。第四中，言「建大菩提」【無4】者，是共因義。言「諸声聞等」，対小顯勝也。</p> <hr/> <p>【*】依梁論說：不詳</p>
<p>4 甚深の殊勝</p>	
21	<p>【撰論5】(426c) 論曰。甚深殊勝者，謂諸菩薩由是品類，方便善巧，行殺生等，十種作業。而無有罪。生無量福，速証無上正等菩提。又諸菩薩，現行變化，身語兩業。応知亦是，甚深尸羅。由此因縁，或作国王，示行種種，惱有情事。安立有情毘奈耶中。又現種種，諸本生事。示行逼惱，諸余有情。真實撰受，諸余有情。先令他心，深生淨信，後轉成熟。是名菩薩所学尸羅甚深殊勝。</p>
22	<p>【断簡8】(【撰論5】に対する注釈) [60行-80行]          論曰，「甚深」【撰論5】中三，先牒，次釈，後結。釈中有二，初約実行，後就變化。初言「由是品類，方便善巧，行殺生等，十種作業」【撰論5】者，問何故，説此名作甚深。答，此殺生等扱相而，言犯律儀戒。就実以説，乃是菩薩真實受持益有情感，故是甚深。問，前言一切性罪不行，何故此中現起性罪。</p>

22	<p>答，若貪等起是其性罪菩薩不行。今此殺等，乃是悲惠方便心生，非是性罪，菩薩現起。是故後言，而無有罪，生無量福，互不相違。問，若悲惠起者，但应有七。何故得有貪嗔等邪。</p> <p>答，下有三釈。言「又現變化身語業等」【撰論5？*】者，此約變化以明甚深。問，何故說此，名為甚深。答，由彼■菩薩化為兩業非實身語，而是菩薩真實持戒，又現■■而是實益故是。「甚深」【撰論5】下，顯化相。文中有二，初明變化現在世事。言「由此因緣或作国王示」【撰論5】者，由此變化因緣或作国王身業。然伝發言河責變化，作此惱有情事。世親菩薩云，「此中應說，無厭足王，化導善財童子等事」【世論5】，後明變化過去世事。言「又現種、諸本生事」【撰論5】者，過去本生事。「世示行遍惱諸余有情」【撰論5】者，遍惱變化所作諸余有情也。言「真實撰受諸余有情」【撰論5】者，真實根受諸所化真實有情也。世親菩薩云，「如毘濕婆安咄羅等諸本生事，此中菩薩，以其男女施婆羅門皆是」【世論5】化作下，明起化利益。言「先令他心」【撰論5】等者，由此變化，先令所化他有情心，於菩薩行深生淨信，後轉成熟令其入道也。三「是名」【撰論5】等，結。</p> <hr/> <p>【撰論5？*】：『撰論』には「現行變化身語兩業」（大正蔵31・426c）とあり一致しない。</p>
23	<p>【世5】(361b-c) 釈曰。甚深殊勝中，謂諸菩薩由是品類方便善巧者，此中顯示，如是菩薩，如是方便善巧功能。謂諸菩薩，若如是知，如是品類補特伽羅，於此不善無間等事，將起加行。以他心智，了知彼心，無余方便，能轉彼業。如實了知，彼由此業，定退善趣，定往惡趣。如是知己，生如是心，我作此業，當墮惡趣，我寧自往，必當脫彼。於彼現在，雖加少苦，令彼未來，多受安樂。是故菩薩，譬如良医，以繞益心，雖復殺之，而無少罪，多生其福。由多福故，疾証無上正等菩提。如是等戒，最為甚深。又諸菩薩，現起變化，身語二業。當知亦是甚深尸羅。由此道理，或作国王，現作種種，惱有情事。安立有情，毘奈耶中。變化自体，名為變化。此中應說，無厭足王，化導善財童子等事。又現種種，諸本生事者，如毘濕婆安咄羅等，諸本生事。此中菩薩，以其男女，施婆羅門。皆是變化。示行遍惱諸余有情，真實撰受，諸余有情者，謂諸菩薩，終不遍惱，余實有情。撰受其余，實有情故。如是亦名甚深殊勝。</p>
24	<p>【無5】(426c-427a) 釈曰。由是品類方便善巧者，謂諸菩薩悲願相應。後得妙智。行殺生等十種作業，而無有罪等者，謂愛樂善法，憎惡不善，見諸邪性，說名後三。依止此故，行殺等七而無有罪，</p>



24	生無量福，速証菩提。或行前七不起後三。大数言十。或已伏除。為試彼力故心暫起。不能招苦故無有罪。能助道故生無量福。現行變化身語兩業者，謂依化身發起兩業。或依実身由化心發身語二業。意業無形不可變化。或雖現有貪瞋等事。於化有情無大義利。是故不說。安立有情毘奈耶中者，謂作国王，制諸法律，示行遍惱令住其中。或一切善，能滅衆惡。或大涅槃，滅除生死，名毘奈耶。又現種種諸本生事者，謂諸菩薩諸本生事，化心所現。或久成仏，復示現行，諸本生事。繞益有情，令菩薩学。故後說言，是名菩薩所學尸羅。
25	【断簡9】(【無5】に対する注釈) [80行-84行] <b>釈論</b> 中，言「悲願相応，後得妙智」【無5】者，由悲愍■妙智知根，悲恵相応，乃至名善巧故， <b>世親菩薩</b> 云，「謂諸菩薩，若如是知，如是品類，補特伽羅罪，於此不善無間等事，將起加行，以他心智了知彼心，無余方便能転彼業，如実了知彼由此業定退」【世5】(*後欠)
5 結	
26	【撰論6】(427a) 論曰。由此略説四種殊勝。応知菩薩尸羅律儀最為殊勝。如是差別菩薩学処応知復有無量差別。如毘奈耶瞿沙方広契經中説。
27	【世6】(361c) 釈曰。如是四種略説差別。於毘奈耶瞿沙經中。広説復有百千差別。
28	【無6】(427a) 釈曰。今於此中略説四種殊勝之相。於毘奈耶瞿沙經中広説。復有無量殊勝。此經即是菩薩藏撰。故名方広。

## 4-2 内容

### (1) 注釈対象の内容の概観

注釈対象の内容を概観する。概観にあたっては勝呂信静，下川邊季由『撰大乘論釈世親釈玄奘訳』の解題を参考にした<sup>15)</sup>。説明に対照表<表1>の通番を示した。

『撰大乘論』の内容は，次のように序と10の項目からなる。(序) 総標綱要分，(1) 所知依分，(2) 所知相分，(3) 入所知相分，(4) 彼入因果分，(5) 彼修差別分，(6) 増上戒学分，(7) 増上心学分，(8) 増上慧学分，(9) 果断分，(10) 彼果智分。この中，本断簡の注釈対象は(6)

増上戒学分である。ここでは、戒律に関して四つの殊勝、すなわち大乘が小乗よりも勝れていることを説く。

この増上戒の勝れた点(殊勝)は『瑜伽師地論』『菩薩地・菩薩戒品』の、菩薩の律儀に説かれたもので、それを四種の殊勝により略説する。四種の殊勝とは、1 差別の殊勝、2 共不共の学処の殊勝、3 広の殊勝大、4 甚深の殊勝である(通番1から5)。

続いて各論に入る。1 差別の殊勝には、律儀戒、摂善法戒、繞益有情戒の3種があり、律儀戒は他の戒の基本で声聞等にも共通なものであるが、摂善法戒と繞益有情戒は大乘独自の戒で、上求菩提下化衆生を目的とするものである(通番6から10)。

2 共と不共の学処の殊勝は、声聞と共通する「性罪」(prakṛti-sāvadya)、つまり殺生などが「共」であり、また声聞と異なる「遮罪」(pratikṣapana-sāvadya)、つまり生地を掘り、生草を断ずるなどで「不共」である。声聞は身と語に関する戒であるが、菩薩のそれは心をも含む戒である点で、殊勝であるとする。(通番11から15)。

3 広大の殊勝は、大乘戒が「一切の有情の利益と安楽との意樂を摂受することの広大」等の四種の点で広大で優れた点(殊勝)を述べる。(通番16から20)。

4 甚深の殊勝は、殺生等の十不善業道を行ずるも、そこには罪はなく、逆に無量の禍を生じて無上正等菩提を証するとして、例えば、他の人が不善の無間業(殺生等の五無間業)をなさんとするのを、他心智によって知り、<我れは此の業を作せば、当に悪趣に墮すべきも、彼れ寧ろ自ら往いて必ず当に彼れを脱せしむべし。彼の現在に於いて小苦を加うと雖も、彼の未来をして多くの安楽を受けしめん>とあって、良医の如く、繞益の心をもって彼を殺すも、少しの罪もなく、却って多くの福を生じ、速やかに無上正等菩提を証すと述べ、『華嚴經』の無厭足王の善財童子の化導等の逆説的な内容の物語を出し、その戒の甚深の殊勝を述べる。(通番21から

25)

最後に全体をまとめる。(通番26から28)

## (2) 断簡の該当箇所

続いて、本断簡の『撰論』「積増上戒学分第七」における該当箇所は、『無性積』が全部で6箇所に分けられる中の、第1の途中から、第5の途中までである。

まず第1の途中について説明する。〈表1〉通番5【断簡1】に「薩地文。三「復次」下、積挙数、答文。」とある。これは直前の通番4『無性積』1に対する注釈である。この中、「薩地文」とは、『無性積』1に説かれた「菩薩地」に関する文と考えられる。そして「三「復次」下、積挙数、答文。」とは、おそらく『断簡』前欠の部分で『無性積』に対する科文があり、その中の三番目が『無性積』の「復次」という言葉から始まり、その内容は、「〈挙数〉を釈して文に答える」ということである。

続いて第5の途中について説明する。〈表1〉通番25【断簡9】は通番24『無性積』5に対する注釈である。内容は、説明の途中で『世親積』を引用しているが、注釈対象である通番23、『世親積』（『世5』）と対照して見ると、文の途中で終わっている。本来はもう少し引用が続いたと考えられるが、断簡がここで終わったために引用文もここで終了したと見られる。

## (3) 断簡の叙述形式

叙述形式は、注釈対象である『無性積』が、最初に『撰大乘論』本文を出し、続いて無性の注釈を出しているのに基づき、最初に『撰大乘論』本文を注釈し、続いて無性の注釈を注釈している。これを〈表1〉通番6から10で説明する。通番6は『撰論』本文、通番7【断簡2】は「論曰」として『撰論』本文を引用しながら科文を述べる。続いて通番10【断簡3】は通番9『無性積』（【無2】）に対する注釈である。冒頭の「釈論」が無

性の解釈を意味する。まず科文を挙げて「初めに〈挙数〉を釈し、次に〈列名〉を釈し」に続き、「後「律儀」の下は〈差別の用〉を釈す」と述べる。〈挙数〉、〈列名〉、〈差別の用〉は、『撰論』本文の科文であり、無性の注釈ではそれを解釈しているということである。そして「律儀」とは無性釈の文である。ここから本断簡が無性釈に対する注釈であることが確認できる。

#### (4) 断簡の引用文献

引用文献は注釈対象である玄奘訳『撰論無性釈』のほか、玄奘訳『撰論世親釈』、真谛訳『撰論世親釈』である。ただ真谛訳『撰論世親釈』は原文と一致しない箇所がある。

## 5 著者

続いて著者の問題を考えてみたい。最初に現段階での結論を言えば、唐代の智儼か神廓のどちらかである。以下、理由を述べる。結城令聞は『唯識学典籍誌』で『撰大乘論無性釈』への注釈として次の5つを挙げる。<sup>16</sup>

	書名	著者	国	時代
1	無性撰論疏	功迥	中国	唐
2	撰大乘論無性釈論疏（4巻）	智儼	中国	唐
3	撰大乘論疏（11巻）	神廓	中国	唐
4	撰大乘論草（3巻）	神廓	中国	唐
5	撰大乘論無性釈論古迹記（1巻）	太賢	新羅	新羅（唐）

この中、現存するものは一つもないが、逸文が伝わるものは智儼のものと神廓のものである。

智儼（602-668）は中国華嚴宗第二祖とされる人物で、華嚴宗を大成したとされる第三祖・法蔵の師である。智儼は『華嚴経』とともに『撰大乘

論』を常に講じており、660年以後<sup>17</sup>に制作された『撰大乘論無性積』の注釈があった。その逸文は高麗均如の『釈華嚴教分記円通鈔』などに引用される<sup>18</sup>。

神廓(生没年不詳)の伝記は不詳である。経録によれば、著作には『観所縁縁論疏』と『撰大乘論無性積』の注釈があった。『撰大乘論無性積』の注釈は、『撰大乘論疏』11巻と『撰大乘論草』3巻との二つ種類があったらしい。おそらく7, 8世紀に活動した法相宗系の学者と考えられる。

神廓の逸文は、高麗と日本の文献に引用される。高麗では華嚴宗の均如『釈華嚴教分記円通鈔』(3回)に引用される。日本では良算『唯識論同学鈔』(11回)、湛慧『成唯識論述記修成篇』(4回)、普寂『撰大乘論釈略疏』(1回)、基弁『大乘法苑義林章師子吼鈔』(8回)、凝然『五教章通路記』(2回)、審乗『五教章問答章』(1回)、聖詮『華嚴五教章深意抄』(2回)、鳳潭『華嚴五教章匡真鈔』(1回)引用される。この中、江戸時代の普寂(1707-1781)は、「世伝神廓疏、在於南都庫蔵、而未聞有親閲覽者」<sup>19</sup>と述べている。ここから、南都の寺院に所蔵されているという情報があったことがわかる。

では、本論で取り上げているものは智儼のものか、あるいは神廓のものか。これを証明するためには、断簡と、智儼あるいは神廓の逸文と一致する文章があればよいが、現在のところ見当たらない。次の手段としては、これは智儼にしか使えないが、智儼の他の著作の内容と本断簡との対応関係を証明する方法があるが、現在、確認できていない。よって現段階では著者問題は保留にする。

最後に、本断簡の旧蔵者であった徹定は、なぜ本断簡を『華嚴経』の注釈書と考えたのであろうか。可能性としては次の二つが考えられる。第一には、徹定が本断簡を『華嚴経』の注釈書と見間違えたというもの。これには本断簡の紙背が『華嚴五教章』であることも関係するかもしれない。ただ、仏教に関する学識が豊かな徹定が、このようなミスを犯すのだろう

かという疑問が湧く。第二には、跋を貼り付ける断簡を間違えた可能性。つまり本来は徹定が言うような『華嚴経疏』が存在し、識語はそのためのものであったが、手違いで貼り付ける断簡を間違えてしまったというもの。ただ、これも考えにくい気がする。よって、この問題も現段階では保留にするしかない。

## 6 結語

以上、本論では書道博物館所蔵、養鷗徹定旧蔵の『華嚴経疏』とされる断簡の内容を検討し、それが『華嚴経疏』ではなく、『撰大乘論無性积』に対する注积書であることを明らかにした。結論を整理すると次のようになる。

- 1 『華嚴経疏』とされた本断簡は、卷子本であり前後欠の零本で、奥書が存在しない。
- 2 筆者が解説した結果、断簡の表面は『撰大乘論無性积』の一部、裏面(紙背)は『華嚴五教章』の一部である。
- 3 本断簡の旧蔵者であった養鷗徹定は、跋に本断簡を空海が将来した『華嚴経疏』であると記す。
- 4 本断簡が徹定から中村不折(書道博物館創設者)に渡った経緯は不明である。
- 5 本断簡表面の内容は『撰大乘論無性积』「积増上戒学分第七」に対する注积である。注积の仕方から、それが『撰大乘論無性积』に対する注积であることが確認できる。
- 6 残存部分は前後欠であるが、「积増上戒学分第七」の大半をカバーしている。
- 7 注积の仕方は、「論曰」として『撰大乘論』本文を、「积論曰」として

『無性積』を注釈する。

8 注釈に際して関連文献として『世親積』や「梁論」として『撰大乘論』真諦訳を引用するが、真諦訳については取意と思われる箇所もあった。

9 著者の候補については、智儼と神廓が有力であるが、確証する証拠が存在しない。

10 養鷗徹定が本断簡を『華嚴経疏』とした理由は不明である。

本断簡は一部であるが、従来全く知られていなかった文献であり、ここで存在が確認されたこと自体が貴重である。なお、筆者は、今回取り上げた断簡に連続する断簡を発見しているが、これについては別稿に譲る。

注

- 1 鍋島稲子「不折旧蔵写経類コレクションについて」(磯部彰『中村不折旧蔵禹域墨書集成：台東区立書道博物館所蔵』上巻(文部科学省科学研究費特定領域研究<東アジア出版文化の研究>総括班，二玄社，2005年)) p. 357
- 2 磯部彰『中村不折旧蔵禹域墨書集成：台東区立書道博物館所蔵』中巻(文部科学省科学研究費特定領域研究<東アジア出版文化の研究>総括班，二玄社，2005年)) 図版番号【012】pp. 170-171
- 3 内容は『五教章』「所詮差別」の十門中の「第三 行位差別」である。大正蔵経では、「彼故方便同彼」(488b12)から「未得不退故。本業」(489a21)までである。送り仮名がある。
- 4 三宅徹誠「袋中蒐集一切経の散逸について」(『仏教文化』54，2010年)
- 5 同様に徹定所蔵であったが収録されていないものに『華嚴経略指事』がある。横超慧日『『華嚴経略指事』について』(『日本仏教史学』2，1941年)この『華嚴経略指事』は本来根津美術館所蔵のもので、「表題に華嚴略記第五と云ひ華嚴略指事巻第五と云ひ尾題に華嚴略記指事第五巻とあるこの一卷は、首尾完存し奥書は有せぬが最後に信の朱印と徹定珍藏の印を有する。故に根津家に移る以前には縁山の学者養鷗徹定師の秘蔵せられる所であつたことが知られる。」(p. 76)とある。ちなみに横超慧日は本書の作者を『五教章指事』を著わした東大寺寿靈と見ている。
- 6 磯部彰前掲書，中巻，p. 171
- 7 木本弘昭「徹定上人年譜(増訂)」(浄土宗教学院『仏教文化研究』36，1991年)pp. 97-99

- 8 空海『御請来目録』（大正蔵55・1164a）
- 9 鍋島 前掲論文 p. 357
- 10 中村不折『禹域出土墨宝書法源流考 下巻』（西東書房，1927年）pp. 14-15。
- 11 神崎充晴「書風の移り変わり」「空海は，その少年期に奈良朝以来の伝統にあった王羲之の書を学んだ。」（『別冊太陽 名筆百選』（平凡社，1980年））pp. 31-32
- 12 筆者が見たのは西域文化研究会編『書道博物館所蔵経巻文書目録—附解説』（西域文化研究会，刊行年次不明）である。標題の左側には「西域文化研究会複製」とあることから，本来，書道博物館で制作されたものを西域文化研究会で複製を作成したものと考えられる。西域文化研究会とは龍谷大学で1953年に発足した研究会で，現在も活動を行っている。書道博物館には敦煌文献も所蔵されているため西域文化研究会で複製を作ったのだと思われる。この資料については国際仏教学大学院大学在学のチョ・セイン（曹勢仁）氏からご教示いただいた。学恩に感謝する。なお，これは磯部彰前掲書，上巻（pp. 339-355）にも収録されている。
- 13 西域文化研究会編 前掲書 p. 16。「書道博物館所蔵経巻文書目録—附解説」（磯部彰前掲書，上巻）p. 344。
- 14 磯部前掲書 pp. 171-172
- 15 勝呂信静，下川邊季由『撰大乘論釈世親釈玄奘訳』（『新国訳大蔵経』17. 瑜伽・唯識部 11，大蔵出版，2007年）pp. 61-62
- 16 結城令聞『唯識学典籍誌』pp. 231-234
- 17 大竹晋「撰論学者 智儼」（『哲学・思想論叢』18，2000年）p. 60
- 18 大竹 前掲論文
- 19 普寂『撰大乘論釈略疏』卷一（大正蔵68・123c）

<参考文献>

1. 一次文献

『華嚴経疏』（磯部彰『中村不折旧蔵禹域墨書集成：台東区立書道博物館所蔵』（文部科学省科学研究費特定領域研究<東アジア出版文化の研究>総括班，二玄社，2005年）

中巻 pp. 171-172

無著造，真谛訳『撰大乘論』（大正蔵31）

無著造，玄奘訳『撰大乘論』（大正蔵31）

世親造，真谛訳『撰大乘論釈』（大正蔵31）

世親造，玄奘訳『撰大乘論釈』（大正蔵31）

無性造，玄奘訳『撰大乘論釈』（大正蔵31）

普寂『撰大乘論釈略疏』（大正蔵68）

2. 二次文献

2-1 単行本



小林円達『華頂山古経目録：附・変相及曼荼羅』(総本山知恩院, 1925年)

西域文化研究会編『書道博物館所蔵経巻文書目録—附解説』(西域文化研究会, 刊行年次不明)

勝呂信静, 下川邊季由『撰大乘論釈世親釈玄奘訳』(『新国訳大蔵経』17. 瑜伽・唯識部 11, 大蔵出版, 2007年)

中村不折『禹城出土墨宝書法源流考 下巻』(西東書房, 1927年)

結城令聞『唯識学典籍志』(東京大学東洋文化研究所, 1962年)

## 2-2 論文

大竹晋「撰論学者 智儼」(筑波大学哲学・思想学会『哲学・思想論叢』18, 2000年)

木本弘昭「徹定上人年譜(増訂)」(浄土宗教学院『仏教文化研究』36, 1991年)

鍋島稲子「不折旧蔵写経類コレクションについて」(磯部彰『中村不折旧蔵禹城墨書集成：台東区立書道博物館所蔵 上巻』(文部科学省科学研究費特定領域研究<東アジア出版文化の研究>総括班, 二玄社, 2005年))

牧田諦亮「徹定上人の生涯」(浄土宗教学院『仏教文化研究』36, 1991年)

三宅徹誠「袋中蒐集一切経の散逸について」(浄土宗教学院『仏教文化研究』54, 2010年)